

広島県木造住宅耐震化促進支援事業 耐震改修補助のご案内（令和 8 年度）

広島県では、地震による住宅の倒壊等の被害を防止するため、木造住宅の耐震改修、建替え、除却を行う所有者に竹原市とともに補助金を交付する制度を令和 4 年度から開始しています。

令和 8 年度の補助の概要を下記のとおりご案内しますので、木造住宅の耐震改修、建替え、除却をお考えの方はぜひご覧ください。

1 補助対象住宅

- (1) 申請者が所有又は居住しているものであること。
- (2) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された一戸建て木造住宅であること。
- (3) 地階を除く階数が 2 以下であること。
- (4) 構造は在来軸組構法又は伝統的構法であること。
- (5) 現に居住の用に供するもので、販売を目的とするものではないこと。
- (6) 耐震診断をした結果、耐震基準を満たしていないもの。

2 補助の概要

補助対象住宅の地震に対する安全性の向上を目的とする工事が対象です。

1 区分	耐震改修		現地建替え	非現地建替え	除却工事
2 補助対象	耐震改修工事費 及び工事監理費		現地建替え工事費 及び工事監理費	除却に要する費用	
3 補助基本額	補助対象のうち、 <u>工事費の 80%かつ、100 万円/住戸</u> を限度	補助対象のうち、 <u>工事費の 80%かつ、60 万円/住戸</u> を限度	補助対象のうち、 <u>工事費の 80%かつ、100 万円/住戸</u> を限度	補助対象の額の <u>23%かつ、80 万円/住戸</u> を限度	補助対象の額の <u>23%かつ、30 万円/住戸</u> を限度
4 区域要件	居住誘導区域内にある住宅	居住誘導区域外にある住宅	居住誘導区域内にある住宅	新たに建築する住宅は居住誘導区域内に限る	竹原市内にある耐震性を有する住宅等に住み替えること

3 補助金の交付者

竹原市都市整備課 電話番号 0846-22-7749

4 お問い合わせ先

広島県土木建築局建築課 建築安全担当 電話番号 082-513-4133

お問い合わせの内容は、竹原市都市整備課と共有させていただきます。

裏面もご覧ください

5 耐震改修補助の流れ【所有者が行うこと】

(1) 補助申込み前の準備

①耐震診断の実施

専門家へ依頼するなどして、上部構造評点が1.0未満と判定される必要があります。竹原市には、耐震診断の補助制度もございます。

【耐震診断の補助制度のお問合せ先】

竹原市都市整備課 電話番号 0846-22-7749

②地震に対する安全性の向上を目的とする工事の検討

耐震改修、建替え、除却のどの工事を行うか検討します。

③事前協議

補助金を受けることができるかを事前に協議します。

【耐震改修等の補助制度の事前協議のお問合せ先】

竹原市都市整備課 電話番号 0846-22-7749

(2) 補助申込み (令和8年5月以降)

事前協議に基づいて竹原市都市整備課へ申し込みます。審査のうえ補助が認められれば、補助金交付決定通知書が申請者へ交付されます。

(3) 工事の契約

施工者と工事の契約を締結します。

※交付決定通知前に工事の契約又は着工した場合は、補助対象になりません

(4) 着手届の提出

工事の着手後、着手届出書を竹原市都市整備課へ提出します。

(5) 工事の実績報告

工事の完了後、実績報告書を竹原市都市整備課へ提出します。審査のうえ完了が認められれば、申請者へ補助金額確定通知書が交付され、補助金の請求により、補助金が支払われます。

6 注意事項

- (1) 受付方法や受付期間は、年度によって変更することがありますので、詳しくは竹原市都市整備課ホームページをご覧ください。なお、予算が無くなり次第、受付を終了します。
- (2) 工事の実績報告は、工事完了の日から30日以内又は補助金交付決定を受けた日の属する年度の2月末までのいずれか早い日までに行う必要があります。
- (3) 補助金の請求は、実績報告年度の3月15日までに行う必要があります。
- (4) 土砂災害特別警戒区域内での建替えは、補助対象となりません。
- (5) 建替え後の住宅は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する必要があります。
- (6) 現地建替え、非現地建替え及び除却工事においては、補助対象住宅が建つ敷地の道路に面するブロック塀に、倒壊の危険性が認められる場合は、その状況を改善する必要があります。